

学校感染症治癒証明書の記入について(ご依頼)

本学では、学校保健安全法に定める下記の学校感染症にかかった場合、あるいはかかった疑いがあり他者への感染の恐れがある場合、出席停止の措置をとっております。

ご多用中恐縮ですが、下記証明書にご記入いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先:大阪経済大学保健室 TEL:06-6328-2431(代表)

学校感染症治癒証明書

氏 名

上記の者は、下記の疾病が治癒し、感染のおそれがないので、登校しても支障がないことを認めます。「罹患」「疑い」の該当欄に○印をつけてください。

	罹患	疑い	対象疾病	出席停止期間
第 1 種			エボラ出血熱	治癒するまで
			クリミア・コンゴ出血熱	
			痘そう	
			南米出血熱	
			ペスト	
			マールブルグ病	
			ラッサ熱	
			急性灰白髄炎	
			ジフテリア	
			重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る)	
		中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERS コロナウイルスであるものに限る)		
		特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)		
第 2 種			インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を 経過するまで
			百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
			麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
			流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
			風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
			水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
			咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
			結核	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種			髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
			コレラ	
			細菌性赤痢	
			腸管出血性大腸菌感染症	
			腸チフス	
			パラチフス	
		流行性角結膜炎		
		急性出血性結膜炎		

※本学は、その他の感染症(感染性胃腸炎、溶連菌感染症、伝染性単核球症等)を公欠扱い[出席停止]していません。

発症日 年 月 日 登校許可日 年 月 日から

証明書発行日 年 月 日 医療機関名

住 所

医 師 名

印